

平成26年5月27日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第38号 平成26年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第39号 草津市立草津クリアホール条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第40号 草津市立教育集会所設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第41号 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第42号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第43号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第38号

平成26年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を  
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

平成26年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき  
議決を求めることについて

平成26年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、  
本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

平成26年度草津市補正予算

(一般会計)

◎新規事業 ○拡大・見直し事業

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	クリアホール管理運営費	0	21,158	(使) 3,939 (雑) 177 (一) 17,042	◎平成27年1月1日付けで、しが県民芸術創造館が滋賀県から本市に移管されることから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づいて指定管理者による施設の管理運営を行うための予算を確保するものである。

平成26年6月補正予算(案)

債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
移管施設管理運営委託(指定管理)	平成26年度から 平成28年度まで	192,400

議第39号

草津市立草津クリアホール条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市立草津クリアホール条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決  
を求めることについて

草津市立草津クリアホール条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政  
の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本  
委員会の議決を求める。

記

意見 特になし



## 草津市立草津クレアホール条例

### (設置)

第1条 市民の文化の向上と芸術の振興を図り、文化芸術を通じたまちづくりを進めるため、草津市立草津クレアホール（以下「クレアホール」という。）を設置する。

### (名称および位置)

第2条 クレアホールの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立草津クレアホール

位置 草津市野路六丁目15番11号

### (事業)

第3条 クレアホールは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化および芸術の普及振興を図るための各種事業
- (2) 市民の文化および芸術活動を通じた交流の促進
- (3) 文化および芸術を担う人材の発掘および育成
- (4) 文化および芸術に関する情報発信
- (5) ホール、リハーサル室、練習室、和室、展示ホール等の施設（以下「施設」という。）の利用の提供
- (6) その他クレアホールの設置目的を達成するために必要な事業  
(指定管理者による管理)

第4条 教育委員会は、クレアホールの管理に関する次の業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 前条各号に掲げる事業を実施する業務
- (2) クレアホールの施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 第6条から第8条までの規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

### (開館時間等)

第5条 クレアホールの開館時間および休館日は、教育委員会規則で定める。

### (使用許可)

第6条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、クレアホールの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設または付属設備等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他クレアホールの管理運営上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則もしくは教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 付属設備および備品の使用料は、規則で定める。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その使用に際し、自己の責めに帰すべき理由により施設または付属設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則および教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(草津市重要な公の施設に関する条例の一部改正)

2 草津市重要な公の施設に関する条例(昭和53年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第24号から第31号まで」を「第25号から第32号まで」に改める。

別表中第31号を第32号とし、第12号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 草津クリアホール

(草津市立草津アマカホール条例の一部改正)

3 草津市立草津アマカホール条例(平成3年草津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「図るため」を「図り、文化芸術を通じたまちづくりを進めるため」に改める。

第3条中第2号を次のように改める。

(2) 市民の文化および芸術活動を通じた交流の促進

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 文化および芸術を担う人材の発掘および育成

(4) 文化および芸術に関する情報発信

別表(第9条第1項関係)

使用区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
ホ ー ル	平日	円 18,900	円 32,500	円 39,700	円 51,400	円 72,200	円 91,100
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	円 28,300	円 48,800	円 59,500	円 77,100	円 108,300	円 136,600

リ ハ ー サ ル 室	平日	4,300	5,700	6,500	10,000	12,200	16,500
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	6,500	8,600	9,800	15,100	18,400	24,900
練 習 室 1	平日	1,300	1,700	1,900	3,000	3,600	4,900
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	1,300	1,700	1,900	3,000	3,600	4,900
練 習 室 2	平日	1,300	1,700	1,900	3,000	3,600	4,900
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	1,300	1,700	1,900	3,000	3,600	4,900
和 室	平日	800	1,100	1,200	1,900	2,300	3,100
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	800	1,100	1,200	1,900	2,300	3,100
展 示 ホ ール	平日	7,400	9,800	—	17,200	—	—
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	7,400	9,800	—	17,200	—	—

備考

- 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 営利を目的として使用する場合は、この表に掲げる使用料の10割に相当する額を加算する。
- 使用者が使用に際し、入場料またはこれに類するものを徴収する場合は、この表に掲げる使用料の5割に相当する額（入場料またはこれに類するものが1,000円以下の場合にあっては3割に相当する額）を加算する。
- 使用者の住所（法人または権利能力のない社団もしくは財団が事務所または事

業所を有する場合は、それらの所在地をいう。)が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。

- 5 舞台練習等のため舞台のみを使用するときの使用料は、この表に定めるところにより算定した額の5割に相当する額とする。
- 6 使用者がこの表に掲げる使用区分を超えて施設を使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 12時から13時までの間に使用した場合 午前の使用区分に係る使用料の3割に相当する額
  - (2) 17時から18時までの間に使用した場合 午後の使用区分に係る使用料の3割に相当する額
  - (3) 21時30分から翌日9時までの間に使用した場合 使用した時間(1時間未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。)1時間につき夜間の使用区分に係る使用料の3割に相当する額
- 7 この表に定めるところにより算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、これを切り捨てる。

草津市立草津クリアホール条例  
草津市重要な公の施設に関する条例（付則第2項関係）

新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>第1条 (略) (重要な公の施設)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第96条第1項第11号に規定する重要な公の施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>2 法第244条の2第2項に規定する特に重要な公の施設は、別表第25号から第32号までに掲げるものとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>別表</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>草津クリアホール</u></p> <p>(13)～(32) (略)</p>	<p>第1条 (略) (重要な公の施設)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第96条第1項第11号に規定する重要な公の施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>2 法第244条の2第2項に規定する特に重要な公の施設は、別表第24号から第31号までに掲げるものとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>別表</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12)～(31) (略)</p>

草津市立草津クレアホール条例  
草津市立草津アマカホール条例（付則第3項関係）

新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の文化の向上と芸術の振興を図り、文化芸術を通じたまちづくりを進めるため、草津市立草津アマカホール（以下「アマカホール」という。）を設置する。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 アマカホールは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 文化および芸術の普及振興を図るための各種事業</p> <p>(2) <u>市民の文化および芸術活動を通じた交流の促進</u></p> <p>(3) <u>文化および芸術を担う人材の発掘および育成</u></p> <p>(4) <u>文化および芸術に関する情報発信</u></p> <p>(5) ホール、文化教室、研修室等の施設（以下「施設」という。）の利用の提供</p> <p>(6) その他アマカホールの設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>第4条～第11条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の文化の向上と芸術の振興を図るため、草津市立草津アマカホール（以下「アマカホール」という。）を設置する。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 アマカホールは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 文化および芸術の普及振興を図るための各種事業</p> <p>(2) <u>文化および芸術の情報の提供および作品の展示</u></p> <p>(3) ホール、文化教室、研修室等の施設（以下「施設」という。）の利用の提供</p> <p>(4) その他アマカホールの設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>第4条～第11条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

議第40号

草津市立教育集会所設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正



草津市立教育集会所設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立教育集会所設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立教育集会所設置条例の一部を改正する条例

草津市立教育集会所設置条例（昭和47年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条を第16条とし、第4条から第13条までを2条ずつ繰り下げる。

第3条の見出しを「隣保館等運営審議会」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第4条」を「第6条」に改め、同項を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、別表第1の教育集会所の管理に関する次に掲げる業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 第5条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 集会所の施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 第8条、第9条および第13条の規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（開館時間等）

第4条 集会所の開館時間および休館日は、教育委員会規則で定める。

別表第2中「第8条」を「第10条」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

草津市立教育集会所設置条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>第1条～第2条 (略)  <u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、別表第1の教育集会所の管理に関する次の業務を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。  <u>(1) 第7条に規定する事業の実施に関する業務</u>  <u>(2) 集会所の施設、設備および備品の維持管理に関する業務</u>  <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</u></p> <p>2 第8条、第9条および第13条の規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、「委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。  <u>(開館時間等)</u></p> <p>第4条 集会所の開館時間および休館日は、教育委員会規則で定める。  <u>(隣保館等運営審議会)</u></p> <p>第5条 委員会は、集会所の運営について、草津市立隣保館条例(昭和46年草津市条例第9号)第6条に規定する草津市隣保館等運営審議会に諮問することができる。</p> <p>第6条 (略)  (事業)</p> <p>第7条 集会所は、第1条の目的達成のため必要な事業を自ら行うとともに市民等が、その事業を行う場合施設を貸与するものとする。  (使用の許可)</p> <p>第8条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可された事項を変更する場合も同様とする。  2 委員会は、前項により許可した場合において条件を付することができる。  (許可の制限)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p><u>(管理運営)</u></p> <p>第3条 集会所は、草津市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理運営するものとする。  2 委員会は、集会所の運営について、草津市立隣保館条例(昭和46年草津市条例第9号)第4条に規定する草津市隣保館等運営審議会に諮問することができる。</p> <p>第4条 (略)  (事業)</p> <p>第5条 集会所は、第1条の目的達成のため必要な事業を自ら行うとともに市民等が、その事業を行う場合施設を貸与するものとする。  (使用の許可)</p> <p>第6条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可された事項を変更する場合も同様とする。  2 委員会は、前項により許可した場合において条件を付することができる。  (許可の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。</p>

草津市立教育集会所設置条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
<p>(1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。                      (2) 建物および付属設備を汚損し、または破損するおそれがあるとき。                      (3) 管理上支障があるとき。                      (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。                      (5) その他委員会が適当でないとき。                      (使用料)</p>	<p>(1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。                      (2) 建物および付属設備を汚損し、または破損するおそれがあるとき。                      (3) 管理上支障があるとき。                      (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。                      (5) その他委員会が適当でないとき。                      (使用料)</p>
<p><u>第10条</u> 集会所の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</p>	<p><u>第8条</u> 集会所の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</p>
<p><u>第11条～第12条</u> (略)                      (使用許可の変更、停止および取消し)</p>	<p><u>第9条～第10条</u> (略)                      (使用許可の変更、停止および取消し)</p>
<p><u>第13条</u> 次の各号の一に該当するときは、委員会は、その使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。                      (1) 使用者が、条例または規則もしくは教育委員会規則もしくは指示に違反したとき。                      (2) 災害その他不可抗力による理由のため使用ができなくなつたとき。                      (3) 前2号の他管理の都合により必要が生じたとき。                      2 前項第1号および第2号の場合において当該許可の変更、停止または取消しを受けた者に生じた損害については、委員会は賠償の責めを負わない。</p>	<p><u>第11条</u> 次の各号の一に該当するときは、委員会は、その使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。                      (1) 使用者が、条例または規則もしくは教育委員会規則もしくは指示に違反したとき。                      (2) 災害その他不可抗力による理由のため使用ができなくなつたとき。                      (3) 前2号の他管理の都合により必要が生じたとき。                      2 前項第1号および第2号の場合において当該許可の変更、停止または取消しを受けた者に生じた損害については、委員会は賠償の責めを負わない。</p>
<p><u>第14条～第16条</u> (略)                      別表第1 (略)                      別表第2 (<u>第10条関係</u>) (略)                      付 則                      この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p><u>第12条～第14条</u> (略)                      別表第1 (略)                      別表第2 (<u>第8条関係</u>) (略)</p>

議第41号

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて  
次のとおり、草津市スポーツ推進委員を委嘱することにつき、スポーツ基本法（平成  
23年法律第78号）第32条第1項の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

氏名	備考
安藤 明人	志津南学区
小林 靖幸	大路地区

任期 平成26年5月27日から平成28年3月31日

## スポーツ基本法（抄）

### （スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

## 草津市スポーツ推進委員に関する規則（抄）

### （職務）

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツ推進に関し、その分担する地域または事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
  - (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
  - (3) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
  - (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事または事業に関し、協力すること。
  - (5) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じ協力すること。
  - (6) 住民一般に対し、スポーツについて理解を深めること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。
- 2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域または事項は、教育長が定める。

### （定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は、52人とする。

### （任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

議第42号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正



草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区 分	委嘱（任命）する者	備 考
1号委員	佐 藤 由 樹	学識経験者
2号委員	中 島 佳 代 巳	草津市PTA連絡協議会代表
	志 水 宏 実	
3号委員	北 川 健	草津市校長会の代表

## 草津市通学区域審議会設置条例（抄）

### （設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期すため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

### （委員）

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

### （会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### （任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

議第43号

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立教育研究所運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第3号）第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱・任命する者	備考
校長会の代表	小宮 康	渋川小学校校長
	北川 健	高穂中学校校長
教頭会の代表	角 玲子	南笠東小学校教頭
小中学校教員の代表	小幡 明美	笠縫小学校教員
	北村 将	松原中学校教員
市社会教育委員の代表	檀原 弘行	草津市社会教育委員会議 委員長
市PTA連絡協議会の代表	中世古 貴美	草津市PTA連絡協議会 副会長
市同和教育推進協議会の代表	植崎 勝美	草津市同和教育推進協議会 会長
公募による市民	小寺 喜代美	
	中村 暁美	
	寺尾 信一	

草津市立教育研究所規則（抄）

（草津市立教育研究所運営委員会）

第7条

草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 校長会の代表
  - (3) 教頭会の代表
  - (4) 小中学校教員の代表
  - (5) 市社会教育委員の代表
  - (6) 市PTA連絡協議会の代表
  - (7) 市同和教育推進協議会の代表
  - (8) 公募による市民
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。
- 4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。
- 7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。
- 10 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。
- 11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

平成26年5月27日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 平成25年度公民館活動実績報告について
- (2) しが県民芸術創造館にかかる確認書の提出について
- (3) 草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱について
- (4) 草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (5) 寄付受入れ報告について

平成25年度補助執行した事務の実績報告書

(平成26年3月31日時点)

1 職員現員表

区分		更 員									計	
		課長	参事	副参事	館長	専門員	主査	主任	主事	嘱託職員		臨時職員
現員	本年度	1	0	3	13	1	1	2	1	54	1	77
	前年同期	1	0	4	13	2	0	2	0	64	0	86

(注) 上記表で該当補職名がないときは、草津市職員の職名に関する規則第3条および第4条の区分により記入のこと  
 長期休暇者および兼務者等がある場合は、その旨備考欄に記入のこと。

2 職員業務分担表

まちづくり協働部 まちづくり協働課

グループ別	補職名	氏名	勤務年数		各グループの担当業務内容
			現所属		
地域協働グループ	専門員	森下 康二	4年目		<補助執行に関する部分のみ記載> ・公民館の管理運営に関すること ・公民館講座に関すること。 ・補助金に関すること。 ・社会教育指導員・ふれあいプランナーに関すること。 ・公民館の連絡調整に関すること。
	主査	河原 健一	1年目		
	主任	寺尾 貴士	6年目		
	主任	齊木 邦晃	1年目		
	主事	磯田 真由	1年目		
	嘱託職員	上田 祐子	5年目		
	嘱託職員	小島 央江	3年目		
	嘱託職員	駒井 希保	1年目		
公民館	補職名	氏名	勤務年数		担当業務内容
			現所属		
志津	館長	吉田 和子	2年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
	嘱託職員	穂田 直美	4年目		
	嘱託職員	政川 純子	4年目		
	嘱託職員	小林 恵理子	2年目		
	嘱託職員	清水 恭子	2年目		
志津南	館長	木村 幸雄	2年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
	嘱託職員	長谷川 佳子	5年目		
	嘱託職員	徳岡 有香	2年目		
	嘱託職員	鶴田 真理子	1年目		
	嘱託職員	澤田 尚江	1年目		
草津	館長	松林 康博	1年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
	嘱託職員	大橋 清昭	5年目		
	嘱託職員	豊田 佳奈	4年目		
	嘱託職員	若山 康弘	2年目		
	嘱託職員	外田 良子	2年目		
大路	館長	井上 ひとみ	2年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
	嘱託職員	中野 明美	5年目		
	嘱託職員	北脇 義一	2年目		
	嘱託職員	山田 恵以子	2年目		
	嘱託職員	市岡 千代子	2年目		
渋川	館長	武村 彰	1年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること ・渋川福祉センター全体に関わる管理運営に関すること
	嘱託職員	西嶋 克谷	4年目		
	嘱託職員	南田 菊江	2年目		
	嘱託職員	小半 博美	2年目		
	嘱託職員	鈴木 正義	1年目		
	嘱託職員	山本 嘉代	1年目		



公民館	補職名	氏名	勤務年数		各グループの担当業務内容
			現所属		
矢倉	館長	大崎 恭義	1年目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul>
	副参事	山元 愛子	3年目		
	嘱託職員	廣瀬 純子	2年目		
	嘱託職員	中尾 隆子	1年目		
	嘱託職員	大城 和美	1年目		
老上	館長	久泉 和久	1年目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul>
	嘱託職員	吉田 鏡子	2年目		
	嘱託職員	田中 和夫	2年目		
	嘱託職員	山林 恵子	1年目		
	嘱託職員	熱田 純子	1年目		
	嘱託職員	大谷 利雄	1年目		
玉川	館長	我孫子 順子	4年目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul>
	嘱託職員	石金 ひとみ	5年目		
	嘱託職員	奥村 恵美子	3年目		
	嘱託職員	山元 清司	1年目		
	嘱託職員	中川 美佐	2年目		
南笠東	館長	井上 康則	1年目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul>
	嘱託職員	宇野 千智	2年目		
	嘱託職員	岡田 広美	2年目		
	嘱託職員	鎌田 典子	1年目		
	臨時職員	鉤 利子	1年目		
山田	館長	加藤 一男	3年目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul>
	副参事	堀江 ちゆき	3年目		
	嘱託職員	堀井 喜一	5年目		
	嘱託職員	今村 とも子	3年目		
	嘱託職員	大西 靖子	1年目		
笠縫	館長	今井 博詞	1年目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul>
	副参事	米田 守	1年目		
	嘱託職員	松村 晴美	5年目		
	嘱託職員	金森 小百合	3年目		
	嘱託職員	服部 美子	2年目		
笠縫東	館長	田中 宏幸	1年目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul>
	嘱託職員	伊藤 加代子	5年目		
	嘱託職員	山中 昌枝	5年目		
	嘱託職員	中川 正子	4年目		
	嘱託職員	服部 順子	1年目		
	嘱託職員	茶谷 文雄	1年目		
常盤	館長	居川 泉	3年目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul>
	嘱託職員	松村 玲子	5年目		
	嘱託職員	大石 和彦	2年目		
	嘱託職員	田中 梨絵	2年目		
	嘱託職員	富村 博	1年目		

(注) 嘱託職員、臨時職員等も記載のこと。

平成25年度各公民館講座等実施回数一覧表

公民館名 / 講座名	やすらぎ	教養・文化	まちづくり (人権講座除く)	人権講座	わんぱくプラザ 事業	高齢者等つどい 推進事業	実績(計)
志津	9			2	10	23	44
志津南	10	1		2	5	12	30
草津	12		1	2	0	8	23
大路	11		3	2	13	12	41
渋川	10		3	2	6	12	33
矢倉	8			2	9	5	24
老上	8			2	11	14	35
玉川	10			2	7	12	31
南笠東	6		3	2	6	12	29
山田	7	5	6	2	8	12	40
笠縫	9		3	2	8	12	34
笠縫東	10			2	5	12	29
常盤	6			2	8	12	28
講座別合計	116	6	19	26	96	158	421

## H25年度公民館講座一覧表

講座名	実施回数	受講者数	予算額	実績額	比較
やすらぎ学級	116	5,026	1,200,000	984,000	82%
教養文化講座	6	101	56,000	42,000	75%
まちづくり講座 (人権講座含む)	45	2,259	490,000	310,460	63%
わんぱくプラザ事業	96	5,518	650,000	650,000	100%
高齢者等つどい	158	3,284	574,000	508,907	89%
合計	421	16,188	2,970,000	2,495,367	84%

## 確 認 書

滋賀県知事 嘉田由紀子（以下「甲」という。）と 草津市長 橋川 渉（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設を乙へ譲渡することについて、次のとおり確認する。

## 記

## （趣旨）

第1条 甲は、甲が所有する下記施設にかかる敷地、建物およびこれに付属する設備（以下「本件物件」という。）を乙へ譲渡するものとし、この確認書により基本的な事項を確認するものとする。

名 称 滋賀県立しが県民芸術創造館  
所在地 滋賀県草津市野路六丁目15番11号

## （譲渡価格）

第2条 甲は、本件物件を、乙へ無償で譲渡するものとする。

## （登記および引渡しの時期）

第3条 本件物件のうち敷地の乙への所有権移転登記申請の手続は、平成27年1月31日までにを行うものとする。

2 本件物件の乙への所有権の移転および引渡しの時期は、平成27年1月1日とする。

## （疑義等の解決）

第4条 この確認書に関して疑義が生じたときまたはこの確認書に定めのない事項については、その都度協議し、これを定める。

上記確認の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年5月21日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 草津市草津三丁目13番30号

草津市長 橋川 渉

## 草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱

草津市就学援助費給付要綱（平成16年草津市告示第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ(イ)中「申請日の属する年度の前年度の1月1日」を「平成24年12月末日」に改める。

## 付 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行し、改正後の草津市就学援助費給付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

草津市就学援助費給付要綱（平成16年告示第75号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市就学援助費給付要綱</p> <p>第1条～第3条（略） （給付対象者）</p> <p>第4条 給付対象者は、学校教育法第17条第1項および第2項の規定により草津市立小学校もしくは中学校または滋賀県立中学校に在学する児童または生徒の保護者であって次の各号の区分により、当該各号に定めるものとする。ただし、要保護者については草津市に住所を有する児童または生徒の保護者とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) ア（略）</p> <p>イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) 職業が不安定で学級費等（学級費、児童会費、生徒会費およびPTA会費等をいう。以下同じ。）の学校納付金の納付状態が悪い者、それらの減免を受けている者または学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められるもののうち、その世帯の前年の総所得</p>	<p>○草津市就学援助費給付要綱</p> <p>第1条～第3条（略） （給付対象者）</p> <p>第4条 給付対象者は、学校教育法第17条第1項および第2項の規定により草津市立小学校もしくは中学校または滋賀県立中学校に在学する児童または生徒の保護者であって次の各号の区分により、当該各号に定めるものとする。ただし、要保護者については草津市に住所を有する児童または生徒の保護者とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 準要保護者 次に掲げる者</p> <p>イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) 職業が不安定で学級費等（学級費、児童会費、生徒会費およびPTA会費等をいう。以下同じ。）の学校納付金の納付状態が悪い者、それらの減免を受けている者または学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められるもののうち、その世帯の前年の総所得</p>

改正後 (案)	現行
<p>(世帯全員の収入で、給与所得者については所得税法(昭和40年法律第33号)別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の額)が、<u>平成24年12月末日現在の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に従い算出した居宅にかかる基準生活費の額に加算(母子加算、障害者加算および児童養育加算に限る。)</u>の額および教育扶助(基準額、学校給食費、学習支援費および学級費等に限る。)の額を加えた額に1.2を乗じて得た額を年間額(12か月分)に換算し、持家でない者は家賃額(12か月分)を加算して得た額以下のものであって、市長が認めるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>第5条～13条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成26年5月16日から施行し、改正後の草津市就学援助費給付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(世帯全員の収入で、給与所得者については所得税法(昭和40年法律第33号)別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の額)が、<u>申請日の属する年度の前年度の1月1日現在の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に従い算出した居宅にかかる基準生活費の額に加算(母子加算、障害者加算および児童養育加算に限る。)</u>の額および教育扶助(基準額、学校給食費、学習支援費および学級費等に限る。)の額を加えた額に1.2を乗じて得た額を年間額(12か月分)に換算し、持家でない者は家賃額(12か月分)を加算して得た額以下のものであって、市長が認めるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>第5条～13条 (略)</p>

草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和59年草津市告示109号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第4号中

「3 内訳表(第2子) ※兄弟不問の場合

保育料等減免措置 階 層 区 分		減 免 額	A 補助対象 経 費	B 補助対象 人 員	A×B
	3歳児	円	円	人	円
生活保護世帯	4歳児				
	5歳児				
	計				
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課 税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税 額77,100円 以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税 額211,200 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合 計	3歳児				
	4歳児				



	5歳児				
総	計				

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。 」を

「3 内訳表（第2子）※兄弟不問の場合

保育料等減免措置 階 層 区 分		減 免 額	A 補助対象 経 費	B 補助対象 人 員	A × B
		円	円	人	円
生活保護世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課 税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税 額77,100円 以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税 額211,200 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					

上記以外の区分 の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合 計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
総 計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。 」に、

「4 内訳表（第2子）※兄弟がいる場合

保育料等減免措置 階 層 区 分		減 免 額	A 補助対象 経 費	B 補助対象 人 員	A×B
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課 税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税	3歳児				

額77,100円 以下の世帯	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税 額211,200 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合 計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
総 計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。 」を

「4 内訳表（第2子）※兄弟がいる場合

保育料等減免措置 階 層 区 分		減 免 額	A 補助対象 経 費	B 補助対象 人 員	A × B
		円	円	人	円
生活保護世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課 税世帯	3歳児				
	4歳児				

	5歳児				
計					
市民税所得割課税 額77,100円 以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税 額211,200 円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
上記以外の区分 の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合 計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
総 計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。 」に、

「6 内訳表 (第3子) ※兄弟がいる場合

保育料等減免措置 階 層 区 分		減 免 額	A 補助対象 経 費	B 補助対象 人 員	A×B
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				
	5歳児				

計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額77,100円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額211,200円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
総計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。 」を

「6 内訳表（第3子）※兄弟がいる場合

保育料等減免措置 階層区分	減免額	A補助対象 経費	B補助対象 人員	A×B
------------------	-----	-------------	-------------	-----

生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額77,100円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額211,200円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
上記以外の区分の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				

総	計				
---	---	--	--	--	--

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。 」に改める。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成26年度以降の補助金について適用する。

草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和59年告示第109号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</p> <p>昭和59年7月21日 告示第109号</p> <p>改正 昭和60年6月15日公示第62号 昭和61年7月1日公示第83号 昭和62年6月15日公示第74号 昭和63年6月1日公示第68号 平成元年6月19日公示第86号 平成2年6月14日公示第4号 平成3年7月1日公示第79号 平成4年6月15日公示第91号 平成5年6月15日公示第64号 平成6年6月15日公示第57号 平成7年6月1日公示第67号 平成10年7月1日公示第123号 平成12年6月1日公示第134号 平成14年5月31日告示第102号</p>	<p>○草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</p> <p>昭和59年7月21日 告示第109号</p> <p>改正 昭和60年6月15日公示第62号 昭和61年7月1日公示第83号 昭和62年6月15日公示第74号 昭和63年6月1日公示第68号 平成元年6月19日公示第86号 平成2年6月14日公示第4号 平成3年7月1日公示第79号 平成4年6月15日公示第91号 平成5年6月15日公示第64号 平成6年6月15日公示第57号 平成7年6月1日公示第67号 平成10年7月1日公示第123号 平成12年6月1日公示第134号 平成14年5月31日告示第102号</p>



改正後 (案)	現行
<p>平成17年 6月 1日告示第105号 平成18年 6月 1日告示第139号 平成19年 6月 1日告示第129号 平成20年 5月30日告示第106号 平成21年 6月 1日告示第116号 平成24年6月1日告示第115号 平成25年5月31日告示第158号 <u>平成26年 月 日告示第 号</u></p> <p>第1条～第6条 (略) (細目)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別にさだめる。</p> <p>(略)</p> <p><u>付 則 (平成26年 月 日告示第 号)</u></p> <p><u>要綱は、平成26年6月1日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。</u></p> <p>別記様式第1号(第3条第1号関係)</p>	<p>平成17年 6月 1日告示第105号 平成18年 6月 1日告示第139号 平成19年 6月 1日告示第129号 平成20年 5月30日告示第106号 平成21年 6月 1日告示第116号 平成24年6月1日告示第115号 平成25年5月31日告示第158号</p> <p>第1条～第6条 (略) (細目)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別にさだめる。</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第1号(第3条第1号関係)</p>

改正後 (案)

事業計画書

幼稚園名 \_\_\_\_\_

1 総括表

(略)

2 内訳表(第1子)※兄弟不問の場合

(略)

3 内訳表(第2子)※兄弟不問の場合

保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				

現行

事業計画書

幼稚園名 \_\_\_\_\_

1 総括表

(略)

2 内訳表(第1子)※兄弟不問の場合

(略)

3 内訳表(第2子)※兄弟不問の場合

保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				

改正後 (案)

現行

改正後 (案)						現行					
	5歳児						5歳児				
計						計					
市民税 所得割 非課税 世帯	3歳児					市民税 所得割 非課税 世帯	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					
市民税 所得割 課税額 77,100 円以下 の世帯	3歳児					市民税 所得割 課税額 77,100 円以下 の世帯	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					
市民税 所得割 課税額 211,200 円以下 の世帯	3歳児					市民税 所得割 課税額 211,200 円以下 の世帯	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					

改正後 (案)

上記区分以外の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
総計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

4 内訳表(第 2 子)※兄弟がいる場合

保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B
生活	3歳児	円	円	人	円

現行

合計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
総計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

4 内訳表(第 2 子)※兄弟がいる場合

保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B
生活	3歳児	円	円	人	円

改正後 (案)

現行

改正後 (案)						現行					
保 護 世 帯	4歳児					保 護 世 帯	4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					
市民税 非課税 世帯	3歳児					市民税 非課税 世帯	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					
市民税 所得割 非課税 世帯	3歳児					市民税 所得割 非課税 世帯	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					
市民税 所得割 課税額 77,100 円以下 の世帯	3歳児					市民税 所得割 課税額 77,100 円以下 の世帯	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					

改正後 (案)						現行					
市民税 所得割 課税額 211,200 円以下 の世帯	3歳児					市民税 所得割 課税額 211,200 円以下 の世帯	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					
上記区 分以外 の世帯	3歳児					合計	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						合計					
合計	3歳児					合計	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
総計						総計					

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

改正後 (案)

5 内訳表(第3子)※兄弟不問の場合  
(略)

6 内訳表(第3子)※兄弟がいる場合

保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B
		円	円	人	円
生活保護世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税	3歳児				

現行

5 内訳表(第3子)※兄弟不問の場合  
(略)

6 内訳表(第3子)※兄弟がいる場合

保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B
		円	円	人	円
生活保護世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税	3歳児				

改正後 (案)

所得割 非課税 世帯	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税 所得割 課税額 77,100 円以下 の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税 所得割 課税額 211,20 0円以 下の世 帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
上記区 分以外 の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				

現行

所得割 非課税 世帯	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税 所得割 課税額 77,100 円以下 の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税 所得割 課税額 211,20 0円以 下の世 帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				



改正後 (案)					現行				
計									
合 計	3歳児								
	4歳児								
	5歳児								
総 計									
<p>備考</p> <p>1 市民税所得割課税額は、年税額とする。</p> <p>2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。</p> <p>様式第2号 (第3条第2号関係) (略)</p> <p>様式第3号 (第4条第2項関係) (略)</p> <p>様式第4号 (第6条第1号関係) 事業実績書 幼稚園名 _____</p> <p>1 総括表 (略)</p>					<p>備考</p> <p>1 市民税所得割課税額は、年税額とする。</p> <p>2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。</p> <p>様式第2号 (第3条第2号関係) (略)</p> <p>様式第3号 (第4条第2項関係) (略)</p> <p>様式第4号 (第6条第1号関係) 事業実績書 幼稚園名 _____</p> <p>1 総括表 (略)</p>				

改正後 (案)

2 内訳表(第1子)※兄弟不問の場合

(略)

3 内訳表(第2子)※兄弟不問の場合

保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課税	3歳児				
	4歳児				

現行

2 内訳表(第1子)※兄弟不問の場合

(略)

3 内訳表(第2子)※兄弟不問の場合

保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課税	3歳児				
	4歳児				

改正後 (案)

現行

改正後 (案)						現行					
世帯	5歳児					世帯	5歳児				
計						計					
市民税 所得割 課税額 77,100 円以下 の世帯	3歳児					市民税 所得割 課税額 77,100 円以下 の世帯	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					
市民税 所得割 課税額 211,20 0円以 下の世 帯	3歳児					市民税 所得割 課税額 211,20 0円以 下の世 帯	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					
上記区 分以外 の世帯	3歳児					合計	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						総計					

改正後 (案)				
合 計	3歳児			
	4歳児			
	5歳児			
総 計				

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 4 内訳表(第2子)※兄弟がいる場合

保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税	3歳児				

現行					
備考					
1 市民税所得割課税額は、年税額とする。					
2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。					
4 内訳表(第2子)※兄弟がいる場合					
保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税	3歳児				

改正後 (案)

現行

非課税世帯	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額77,100円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額211,200円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				

非課税世帯	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割非課税世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額77,100円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税所得割課税額211,200円以下の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				

改正後 (案)					現行				
計									
上記区 分以外 の世帯	3歳児								
	4歳児								
	5歳児								
計									
合 計	3歳児								
	4歳児								
	5歳児								
総 計									

  

改正後 (案)					現行				
計									
合 計	3歳児								
	4歳児								
	5歳児								
総 計									

  

<p>備考</p> <p>1 市民税所得割課税額は、年税額とする。</p> <p>2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。</p> <p>5 内訳表(第 3 子)※兄弟不問の場合 (略)</p> <p>6 内訳表(第 3 子)※兄弟がいる場合</p>	<p>備考</p> <p>1 市民税所得割課税額は、年税額とする。</p> <p>2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。</p> <p>5 内訳表(第 3 子)※兄弟不問の場合 (略)</p> <p>6 内訳表(第 3 子)※兄弟がいる場合</p>
---	---

改正後 (案)						現行					
保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B	保育料等減免措置階層区分		減免額	A補助対象経費	B補助対象人員	A×B
生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円	生活保護世帯	3歳児	円	円	人	円
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					
市民税非課税世帯	3歳児					市民税非課税世帯	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					
市民税所得割非課税世帯	3歳児					市民税所得割非課税世帯	3歳児				
	4歳児						4歳児				
	5歳児						5歳児				
計						計					
市民税	3歳児					市民税	3歳児				

改正後 (案)

所得割 課税額 77,100 円以下 の世帯	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税 所得割 課税額 211,20 0円以 下の世 帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
上記区 分以外 の世帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合 計	3歳児				
	4歳児				

現行

所得割 課税額 77,100 円以下 の世帯	4歳児				
	5歳児				
計					
市民税 所得割 課税額 211,20 0円以 下の世 帯	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
計					
合 計	3歳児				
	4歳児				
	5歳児				
総 計					



改正後 (案)

現行

	5歳児				
総	計				

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

様式第 5 号 (第 6 条第 2 項関係)  
(略)

備考

- 1 市民税所得割課税額は、年税額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

様式第 5 号 (第 6 条第 2 号関係)  
(略)

## 寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
リサイクルトイレットペーパー	5,400	41.04	221,616	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700 (株)京都銀行	平成26年 4月28日	市内公立 小学校(13校) 中学校(6校)
小計			221,616			
合計			221,616			

